

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年2月16日

京都市下京区長 樹下 康治

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
渡邊 伸二	京都市下京区松原通大宮東入北門前町735番地	実態調査に基づく消除	令和8年2月9日
細谷 一男	京都市下京区梅小路本町31番地	実態調査に基づく消除	令和8年2月9日
新家 剛	京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町60番地	実態調査に基づく消除	令和8年2月9日

(下京区役所市民総合窓口室)